平成２２年（フ）第７２２号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目31番88―12号
債務者　高橋マス子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目10番４号　中屋ビル302号
債務者　吉原奈美子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目11番16号
債務者　小原　幸博
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
鹿児島県出水市野田町上名6047番地仮屋Ｃ団地22号
債務者　坂下　重喜
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
鹿児島県出水市野田町上名6047番地仮屋Ｃ団地22号
債務者　坂下　花子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
鹿児島県出水市上鯖渕1441番地、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野5328番地
債務者　久留主義浩
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
鹿児島県出水市上鯖渕1441番地、前住所鹿児島県出水市明神町2682番地１　早馬住宅３―201
債務者　久留主真由美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田5911番地24
債務者　坂元　聖二
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
鹿児島県薩摩郡さつま町永野915番地１
債務者　山本　裕明
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
鹿児島県出水市高尾野町下高尾野2379番地３
債務者　山野　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
北海道日高郡新ひだか町静内吉野町３丁目３番14号
債務者　近澤　定一
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
北海道苫小牧市音羽町１丁目３番14号　メゾンソレイル102号
債務者　三上恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５９７号
仙台市泉区八乙女中央５丁目15番２―516号
債務者　氏家　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４０号
仙台市泉区将監11丁目11番10号
債務者　渡邉　和子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４１号
仙台市宮城野区宮城野２丁目７番７号　コーポ宮城野原Ａ棟105
債務者　太田　達夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９２号
仙台市若林区大和町５丁目28番８―404号
債務者　佐藤　　彩
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２８号
仙台市青葉区みやぎ台４丁目22番13号
債務者　戸田多美子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係